

栃木県発注の建設工事関連業務委託契約 に係る指名基準及び運用基準

1 不誠実な行為の有無

以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。

- (1) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 県発注建設工事関連業務委託に係る契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適當であると認められること。
- (3) 警察当局から、県発注機関の長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設工事関連業務等からの排除要請があり当該状態が継続している場合など、明らかに契約の相手方として不適當であると認められること。

2 経営状況

手形交換所による銀行取引停止処分、自己破産の申立、会社更生法手続きの開始、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。

3 業務成績

- (1) 業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (2) 表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

4 手持ち業務の状況

可能な限り他部局と連携を密接にし、業務の手持ち状況から見て当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

5 当該業務における技術的適性

以下の事項を参考に総合的に勘案すること。

- (1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。
- (2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。

- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。
- (4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。

6 安全管理の状況

- (1) 指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。
- (2) 県発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

7 労働福祉の状況

- (1) 賃金不払いに関する労働基準局からの通報が県発注機関の長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であるときは、指名しないこと。
- (2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。